

熊谷市農業委員会
第12回総会議事録

令和4年7月28日（木）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第12回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和4年7月28日(木) 午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和4年7月28日(木) 午後3時30分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 43名
- (2) 欠席数 4名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	欠	関口 久夫	15	欠	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	出	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	欠	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

報告事項(5) 農地法第3条の規定による許可申請について(競売買受適格者)

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第12回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、木部会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。なお、農地利用最適化推進委員については28名中26名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、7番、金井委員、8番、神沼委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について</p> <p>以上、4議案です。よろしくご審議願います。</p> <p>各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申</p>

事務局	<p>請についてを上程し、事務局の概要説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書1頁、資料1頁をご覧ください。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきましては、全部で7件となっており、取引額、現地確認日等は議案書資料に記載されているとおりです。</p> <p>ここで1点修正をご報告をさせていただきます。</p> <p>資料1頁の1番 ○○○○○○の該当状況調査書第1号に非該当との記載がありますが、該当に修正願います。</p> <p>理由としましては、管理農地の全部効率利用が認められない場合とあり、全部を効率的に利用していないと該当となることから、きちんと管理とか農業をしていないと該当となります。該当になると許可できないこととなります。</p> <p>本日配付いたしました写真に赤丸を付けた資料について、こちらが譲受人○○○○○○○○の名義になっている農地になります。○○○亡くなっていて、未相続、相続が済んでいないが基本的には○○○○○が管理すべき農地ということになっております。</p> <p>経緯と致しましては、申請に至るまでに○○○より事前相談を受け全部効率利用について説明をしてまいりました。○○○から納得を頂きまして総会の前までに、しっかり草刈り等の管理をする話を頂いたので、議案に載せさせて頂きましたが、特段目立った変化がなく、再度○○○へ連絡したところ、業者に頼んでやってもらったとの話を受け、事務局で再度現地を確認することを伝えました。本日午前中の写真でも特に変化は見られないので今回の総会の時点においては全部効率利用が認められないことに該当してしまうということになり修正させて頂くものです。</p> <p>その他の案件については、譲受人が経営する、すべての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われまます。農地法第3条2項の各号については、全件許可要件のすべてを満たしております。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号における議案番号1について先に審議いたします。</p> <p>本案について、質疑、意見等ございませぬか。</p>
塚田委員	<p>事務局が午前中に現地を確認いただいた訳ですが、これを許可して</p>

議長	<p>しまうと悪い事例になるのではないかと思います。 不許可でいいと思います。</p> <p>ほかに質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号における議案番号1について本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手なし)</p>
議長	<p>挙手なしです。よって、本案については、不許可とすべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案第1号における議案番号1以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですのでこれより採決いたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号2から7について本案を許可とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>よって、本案については、許可とすべきものと決しました。 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書の3頁、資料の3頁をご覧ください。 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については19件の申請がありましたが、議案番号4の申請につきましては、令和4年7月27日付けで取下げ願いがございました。 取下げる理由としては、開発許可が見込めないためです。 したがって、内訳は、「残土置場」1件、「駐車場敷地」1件、「豚舎の敷地拡張」1件、「分譲住宅」1件、「自己用住宅」14件の全18件となります。 農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。 以上ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>

議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	<p>議案番号8について1件ございましたので、ご説明いたします。</p> <p>質問内容といたしましては、「申請に至る経緯の詳細について」でございます。経緯と致しましては、譲渡人である土地所有者が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇在住で遠方であるため申請地を管理していくことが難しいことから、現在申請地を豚舎として使用している譲渡人に売却したいと事務局に相談がございました。</p> <p>その中で、当時申請地にある豚舎を建築する際、農地法第5条の許可を得ていないことが判明し、その是正を含めて申請に至るものです。</p> <p>以上となります。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号4は取下げとなりましたので、議案番号1から3、5から19について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書の10頁、資料の5頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明いたします。</p> <p>今月の申請件数は全部で33件、63筆、57,076.46平方メートルです。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> <p>今回の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上ご審議の程よろしく願います。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。事前に提出されている質疑等ありますか。

事務局	特にございません。
議長	<p>なお、本案につきましては、議事参与の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号383から384については、借受人が、〇〇〇〇となっておりますので、〇〇〇〇は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇〇〇 退席)</p>
議長	<p>議案番号383から384について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号における議案番号383から384について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇〇〇は入室をお願いします。</p> <p>(〇〇〇〇 入室)</p>
議長	<p>続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですのでこれより採決いたします。</p> <p>議案第3号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書15頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定についてご説明いたします。</p> <p>本年において、熊谷市農業委員会では別段の面積を定めないこととするということについてご審議を頂ければと思います。</p> <p>農地法において農地を取得する場合、耕作を目的として農地を取得する場合は取得後の面積要件として原則50aが定められています。</p> <p>事務局への問合せで、農家の方で土地は持っているが、人に貸しており、自分は農家をやっていない農家の方は農地を買えないと説明しています。平成21年の農地法改正で省令で定めるところにより、農業委員会での判断で面積を定めることができるとされています。</p> <p>例えば平均的な経営規模の小さい大規模な農家の少ない地域であったりとか、高齢化によりどんどん遊休農地が増えているような地域であったりとかそういったところは50aではなく面積を引き下がって小規模な農家でも買えるようにしましょうといったことができるようになっております。</p> <p>議案書16頁をご覧ください。熊谷市におきましては令和2年の農林業センサスによりますと経営体の平均経営耕地面積は2.7haであり、82%の経営体の耕地面積が50a以上であります。遊休農地は、令和3年度末は93haで全農地の約1.6%となっており、また、担い手への農地の利用集積面積は1788haで年々増加傾向であることから規模を拡大していく農家が多いという状況です。</p> <p>このような状況であることから、面積を引下げる等の設定をする必要性は低いということで、本年度においても現行のとおり50aの変更は行わないこととするということでご審議頂ければと思います。</p> <p>なお、令和5年4月より農地法が改正され、先程説明した面積要件の50aが撤廃されることになる予定です。</p> <p>以上ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑意見等ございませんか。</p>
事務局次長	<p>令和5年4月から50a要件が撤廃されるという件について補足させていただきます。</p> <p>撤廃されるのは面積要件だけですので、農機具を持っているとか、農業用の施設を持っているか等、その辺のチェック及び要件は依然として残ります。まだ細かいガイドラインが出ていない状況ですので、</p>

	<p>何でもいいということではない点についてはおさえて頂ければと思います。</p>
議長	<p>いま事務局次長から説明のあったとおりでございます。 ある程度の要件を満たさないと農地取得は難しいと思います。 その段階で分からないことがあれば、事務局へ相談をして頂ければと思います。 それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。</p>
事務局	<p>以上で、全議案の審議が終了しました。 続きまして、報告事項(1)から(4)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済みの事項でありますので、ご了承をお願いいたします。 また、報告事項(5)につきましては、事務局より補足説明をいたします。</p> <p>【事務局が、報告事項(5)について補足説明する。】 議案書28頁をご覧ください。 報告事項ということで会長の専決で今回の審議に出ない案件になりますが報告させていただきます。 公売に出た農地を買う方、今回受人は〇〇〇という方ですけれども〇〇〇が落札した後に所有権を移転するため、あらためて3条の申請を出されたものです。議案書の備考欄をご覧ください。 4月の総会におきまして、入札に参加するための競売買受適格証明の発行することについてご審議頂きました。その際に、申請内容、〇〇〇の経営状況等や違反がないか等について、変更がない場合会長の決裁において3条の許可を行ってもいいということをお知らせ承知頂きました。 6月にあらためて落札した後に3条の申請が出されまして、変更等がなかったことから、7月21日に会長に決裁を頂きまして許可書を発行したものです。</p>

議長	<p>以上で本日の議案、報告、すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木部会長、ありがとうございました。 次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【令和4年度最適化滑動の目標の設定の一部改正について協議、農地パトロール利用状況調査、最適化強化月間結果、農業施策に関する意見の提出、活動報告の提出、第18回産業祭及び新型コロナウイルス第7波に対する対応について説明を行った。】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
職務代理	<p>それでは最後に閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p> <p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主任
主任
主任

浅見 和彦
佐藤 雅史
贄田 敦嗣
日下部 慎二
滝口 悠太

令和4年7月28日

熊谷市農業委員会

会 長 _____ 木 部 富 次 _____

署名委員 _____ 金 井 和 夫 _____

署名委員 _____ 神 沼 孝 治 _____